

岩手県告示第487号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨東北地方整備局岩手河川国道事務所長から次のとおり通知があった。

令和5年10月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 公共測量を実施する地域 盛岡市から秋田県仙北市まで
- （2） 公共測量を実施する期間 令和5年7月31日から同年12月1日まで
- （3） 実施する公共測量の種類 航空レーザー測量
- 2（1） 公共測量を実施する地域 盛岡市から秋田県仙北市まで
- （2） 公共測量を実施する期間 令和5年7月19日から同年12月6日まで
- （3） 実施する公共測量の種類 航空レーザー測量（地図情報レベル1000）
- 3（1） 公共測量を実施する地域 紫波郡紫波町南日詰字箱清水から二日町字北七久保まで
- （2） 公共測量を実施する機関 令和5年8月5日から同年12月8日まで
- （3） 実施する公共測量の種類 道路台帳図作成及び2級基準点測量